

権現造における石の間、幣殿、廊下の建築構成に関する一考察

A study on architectural composition of ISHI-NO-MA, HEIDEN, and ROUKA, in GONGEN Style

○加藤千晶¹, 重枝豊²

*Chiaki Kato¹, Yutaka Shigeeda²

1. はじめに

本殿と拝殿を石の間、相の間、幣殿、廊下等で繋いだ神社霊廟の建築形式を、建築学上ではいわゆる権現造と称している。本稿では、本殿と拝殿の中間の繋ぎとなる部分を便宜上相の間¹⁾と統一して称する。権現造において用いられる石の間や幣殿、廊下といった名称は、建築的特徴によって定められておらず、これまで各々の判断のもと使い分けられてきた。本稿では、まず、建築史の分野からこれまで述べられた相の間の形式を整理する。次に、図面が公刊され、江戸期の指図史料が現存する、権現造または本殿と相の間を切り離した複合社殿の現存遺構 7 件を対象として、指図史料上相の間部分に記された名称を調べる。その上で、現存遺構の建築構成と各名称との相関をみていくことで、石の間、幣殿、廊下といった名称が建築構成上どのように使い分けられていたか考察したい。

2. 相の間の形式について

阪谷良之進は²⁾、権現造を「本殿と拝殿とを繋間(ツナギノマ)で連結して一ト構を形成する複合社殿の一種」としている。繋間は二種類あり、本殿・拝殿よりも床が低いものを「石之間」、拝殿と床を同高とするものを「相之間」と通称している。「石之間」は一般的に「石敷の間」が由来とされているが、権現造遺構の多くは床を張り、元来石敷であった名残をとどめているに過ぎないとしている。

伊東忠太³⁾は、阪谷が「相之間」と称していたのを「中殿」と変えて称している。「中殿」はあるときは石の間、間の間などと称されるが、「要するにいつでも本殿と拝殿を連結するもので、縦に棟をとつた前後に長い(多くは)廊のような性質のもの」としている。権現造の形式を相の間の床高によって「石の間造」と「中殿造」に分けている。「石の間造」は、本殿・拝殿間の本来土間となる部分に屋根を覆った形式であり、その後、土間への昇降の面倒を止め、土間上に拝殿と同高に床を備えた形式を「中殿造」としている。

足立康⁴⁾は、「権現造」という名称は古史料では相の間を備えない社殿形式に先例があることから、平安期に既に石の間を備えていた北野天満宮にちなんで「石

間造」とするのが妥当であるとした。伊東が権現造の一形式を「石の間造」としていたが、従来の権現造をすべて「石間造」に含んだうえで、区別が必要な場合、相の間の床の有無によって「無床式」(土間、落板敷)と「有床式」(板敷、畳敷)に便宜上分けている。また、従来「石間造」(権現造)とは、本殿と拝殿とを幣殿でつなぎ全体平面を工字型とする形式とされていたが、発生的立場からみると、石の間は本殿と拝殿の間がふさがれて生じたものであり、したがって石の間は横長平面となり全体平面は丁字型を示すとしている。そして時代が降るとともに石の間平面は次第に正方形から縦長になる傾向があり、全体平面を工字型とするものがあられ、渡殿式の性質となるとしている。

3. 指図史料に記される相の間部分の名称

権現造または複合社殿遺構 7 件において、表 1 中 A~I の指図史料上、相の間部分を石の間と称する事例が 1 件(No.1)、石の間または幣殿と称する事例が 1 件(No.2)、幣殿と称する事例が 4 件(No.3~6)、廊下とする事例が 1 件(No.7)であった(表 2)。それぞれ石の間、幣殿、廊下と称される相の間の建築構成を、平面形式、床形式、軸部架構との関係から考察を進める。

4. 石の間、幣殿、廊下と平面形式との関係について

7 事例の平面形式を、全体平面・相の間平面から傾向をみていく。全体平面は、丁字型が 3 例(No.1,2,4)、工字型が 4 例(No.3,5~7)である。相の間平面は、間口×奥行(拝殿から本殿まで)が、大崎八幡神社(No.1)が 3 間×1 間、東照宮 3 社(No.2~4)が 3 間×3 間、日御碕神社 2 社(No.5,6)・日光大猷院霊廟(No.7)が 1 間×3~5 間で、

表 1. 指図史料一覧

名称	所蔵	作成年代	備考
A 「聖宮本地割図」	旧保異会	天和3年・1683以前	
B 「仙台藩封内神社仏閣等圖帳」	宮城県立図書館	貞享3年・1686	「仙台藩封内神社仏閣等作事方目録経緯三遺スル稿前編」所収
C 「下野日光山大本願院御案、承応二癸巳四月追墨圖」	輪王寺	貞享4年・1687	甲良次郎左衛門尉宗俊作図
D 「日光山御宮御案呈請書繪圖」	国立国会図書館		甲良次郎宗俊作図か
E 「南禅寺金地院境内東照宮様御構廻り絵図」	中井正知	正徳4年・1714頃	
F 「日御碕神社殿割図」	日御碕神社	寛永21年・1644	重文
G 「御修後續」	宮城県立図書館	元禄11~寛延2年・1698~1749	
H 「金地院東照宮古図①」		江戸時代	修理工事報告書所収
I 「金地院東照宮古図②」		江戸時代	修理工事報告書所収

表 2. 指図史料に記される相の間部分の名称

No.	事例	建立年	相の間部分の名称										
			A図	B図	C図	D図	E図	F図	G図	H図	I図		
1	大崎八幡神社	慶長12年・1607											
2	金地院東照宮	寛永5年・1628											
3	日光東照宮	寛永13年・1636	幣殿						御幣殿				
4	日光東照宮東殿	寛永17年・1640							御幣殿				
5	日御碕神社日宗宮	寛永17年・1644										幣殿	
6	日御碕神社神の宮	寛永21年・1644										幣殿	
7	日光大猷院霊廟	承応2年・1653				御廊下	御廊下						

1 : 日大理工・院 (後) Grad., CST, Nihon Univ. 2 : 日大理工・教員・建築 Prof., CST, Nihon Univ.

工字型平面のほとんどは相の間間口が 1 間のものである。相の間奥行総間を 1 とした間口総間の比率をみると、3 間×1 間の事例では 2:1 となり横長平面となる。3 間×3 間の事例では 0.77~1.18 : 1 となり正方形かそれに近い平面となる。1 間×3~5 間の事例では 0.32~0.5 : 1 となり縦長平面となる。

各名称と平面形式の関係をみると、石の間の場合には全体平面が丁字型で共通するが、相の間が横長平面のもの(No.1)と方形に近い平面のもの(No.2)がある。幣殿の場合は、方形に近い平面・縦長平面、丁字型・工字型が混在している(No.3~6)。廊下の場合には、工字型・縦長平面である(No.7)。伊東と足立は、縦長平面の相の間を廊下に近い形式と捉えていたが、江戸期では縦長平面であっても幣殿と称した事例があったことがわかる。したがって、平面形式だけが、石の間、幣殿、廊下の形式を決定していたと考えにくい。

5. 石の間、幣殿、廊下と床形式との関係について

各名称と床の有無との関係をみると、石の間・幣殿の場合は、床があるものとなないものが混在しており、床の有無が、石の間、幣殿、廊下の形式を決定する要因になるといえない。床高との関係をみると、石の間・幣殿の場合は、本殿・拝殿床より床が低く、廊下の場合には、拝殿と同高となる傾向があることがわかる。このことから、石の間・幣殿の場合、床高が本殿・拝殿床よりも低いことを特徴としていたとみられる。

6. 石の間、幣殿、廊下と軸部架構との関係について

立・断面構成上における相の間柱高と、柱頂部を構造的に繋ぐ頭貫の奥行架構範囲に着目し、各名称を軸部架構形式との関係からみていく。

まず柱高をみると、幣殿では、相の間柱が拝殿柱と

同高となる傾向がみられる。石の間・廊下では、本殿・拝殿柱よりも相の間柱が低いものと(No.2,7)、相の間柱が存在しないもの(No.1)がみられた。

次に頭貫の奥行架構範囲をみると、幣殿の場合、本殿側 1 間を除いた範囲に頭貫が通る点で共通している。拝殿と柱を同高とすることは、幣殿軸組が拝殿軸組と一体でつくられていることを示し、本殿の構造とは分離しているといえる。石の間の場合には、大崎八幡神社では相の間柱はなく、本殿と拝殿間は太虹梁で繋がれている。金地院東照宮(No.2)では、扉口となる中央間のみ頭貫で繋ぐが、本殿・拝殿とは横架材で繋がっていない。金地院東照宮の相の間軸組は、扉口を設けるための構造とみられる。これらのことから、石の間の軸部構成は、本殿と拝殿との間をふさぐ構成といえる。廊下の場合には、奥行 5 間のうち中央 3 間の範囲に頭貫が架かっている。その両側各 1 間は、柱高さの異なる本殿・拝殿とを海老虹梁で繋いでいる。つまり、本殿・拝殿とは軸部が分離した間口 1 間×奥行 3 間の構造があり、その前後各 1 間は、本殿・拝殿と海老虹梁をもってつないだ構成といえる。

以上のことから、本殿と拝殿との軸部接続方式によって、各名称が使い分けられていたと考えられる。

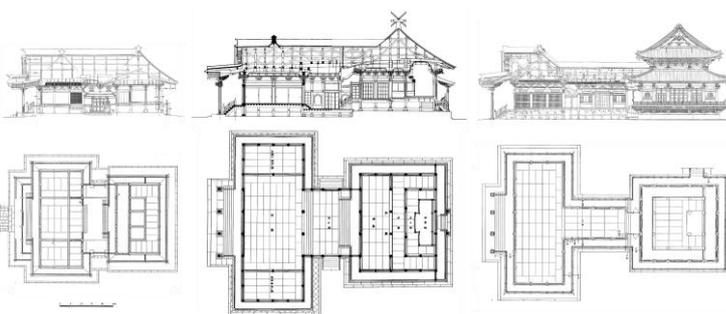
7. まとめ

石の間、幣殿、廊下は、主に床高の形式と、本殿・拝殿との軸部接続方式によって、名称が使い分けられていたとみられる。石の間、幣殿、廊下の建築的特徴は以下の通りと考えられる。

石の間：本殿と拝殿との間に生じた外部空間がふさがれて生じた部分であり、床高は本殿・拝殿よりも低い。**幣殿**：拝殿後方に接続する構造であり、軸部架構を拝殿と一体とし、棟は拝殿棟と直行させている。床高は本殿・拝殿よりも低い。本殿とは柱間 1 間分の間隔があり、屋根や横架材で接続しないで外部としたものや(No.5,6)、屋根と両側面の壁でふさいで室内としたもの(No.3,4)がある。**廊下**：間口 1 間の縦長平面をもつ独立した軸部構造をもち、その前後各 1 間を海老虹梁等をもって本殿・拝殿とで接続するもの。拝殿と同高に床を張る。

註釈

- 1) 中村達太郎『日本建築辞彙』では、相の間を「主なる二つの部屋の間にある間。(中略)神社に於いては本殿と拝殿との間をいう。」としている。
- 2) 阪谷良之進「芝徳川家霊廟附権現造について」(『建築雑誌』46 巻 558 号、昭和 7 年 6 月)
- 3) 伊東忠太建築文庫第一『日本神社建築の発達』竜吟社、昭和 12 年
- 4) 足立康「権現造と石間造」(『建築史』第 3 巻第 3 号、昭和 16 年)



石の間：大崎八幡神社(No.1) 幣殿：日光東照宮(No.3) 廊下：大蔵院霊廟(No.7)
※日光東照宮断面図は『国宝・重要文化財(建造物)実測図集』所収図、大蔵院霊廟断面図は『基礎資料集成』所収図を加工している。大蔵院霊廟は本殿全体の断面図が公開されていないため、立面図を用いている。

図 1. 平面・断面図

表 3. 平面形式、床形式、相の間軸部架構

指図史料における相の間部分の名称	No.	事例	平面形式		床形式	相の間軸部架構	
			相の間柱間数(間口×奥行)	全体平面(間口×奥行)		床の床高有無	柱の柱高有無
石の間	1	大崎八幡神社	3×1 ^{※1}	丁字型	有	有	柱なし
	2	金地院東照宮	3×3	丁字型	有	有	柱なし
	3	日光東照宮	3×3(4) ^{※2}	丁字型	有	有	柱なし
幣殿	4	日光東照宮依殿	3×3	丁字型	有	有	柱なし
	5	日御崎神社日宮	1×4 ^{※3}	丁字型	有	有	柱なし
	6	日御崎神社神の宮	1×3 ^{※4}	丁字型	有	有	柱なし
廊下	7	日光大蔵院霊廟	1×5 ^{※5}	丁字型	有	有	柱なし

※1 図面では、相の間虹梁上の大平床を柱とみなし、奥行を「石之間奥行」と表している。 ※2 拝殿側扉扉方を含めると4間。
 ※3 拝殿側扉扉方を含めると3間。 ※4 相の間の本殿側1間は本殿とは直線繋がっておらず、外部となっている。
 ※5 本殿側1間は、拝殿側1間にくらべて間口が小さくなる。